

平成28年11月20日

同居家族等がいる場合の生活援助の取扱いについて

同居家族等がいる場合の生活援助については、基準省令（注1）及び解釈通知（注2）の訪問介護費の項に記載があり、基本的なサービス提供については通常の訪問介護と同様に、ケアマネジメントに基づいて行われるものとなっています。保険者の許可等は条件ではありません。

保険者については、平成19年に出された厚労省通知（注3）で、「市町村は同居家族の有無のみを判断基準として給付の可否を判断しないように」との内容になっています。市町村は、同居家族がいる場合の生活援助について、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントを通じて作成したプランに対し、同居家族がいることをもって一律に算定不可としてはいけない、ということです。

《サービス提供に至る考え方の一例》

同居家族がいるが、被保険者に対して生活援助を入れる必要があると思われる。

1. 同居家族の状況は？
 - A 障害、疾病等のため、家事を行うことが困難
 - B 障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により家事が困難
2. AまたはBの内容を整理する。特にBの「やむを得ない事情」については、同居家族が対応できない理由をしっかりと見定める。

（考え方の例1）日中独居 → 家族が帰宅後や休日に対応できる内容ではないか？
（考え方の例2）家族に頼めない → 遠慮しているだけか？ 家族間が険悪だからか？ 家族から本人に対して暴言・暴力はないか？ 家族が対応することで関係が悪化する恐れがあるのか？
3. 提供するサービス内容の再確認をする。

本当に、公費で9割を賄う介護保険を使うべき事例なのか、他の社会資源で対応できないか？ 家族との共有部分がサービス内容に含まれてしまっている等、介護保険制度の生活援助の範囲を逸脱していないか？
4. 具体的なスケジュールを決める。
5. 詳細な経緯を記録しておく。

【上記の過程で判断に迷った場合】

まずは事業所内で検討して頂きたいと思います。それでも迷う場合には、高齢者福祉課介護給付班にご相談ください。最終的には、このようにして得た情報を判断材料にし、サービス担当者会議などで検討した上で、ケアマネジャーとしてプランを決定することになります。

(注1)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (12.2.10 厚生省告示第19号) 別表1注3

イ 身体介護が中心である場合

- | | |
|-----------------------|---------------------------------------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 165単位 |
| (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 | 245単位 |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 388単位 |
| (4) 所要時間1時間以上の場合 | 564単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに80単位を加算した単位数 |

ロ 生活援助が中心である場合

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 | 183単位 |
| (2) 所要時間45分以上の場合 | 225単位 |

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 97単位

注1 (略)

注2 (略)

注3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

(注2)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (12.3.1 老企第36号) 第2の2(6)

〔注3〕「生活援助中心型」の単位を算定する場合

注3において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービス内容とその方針を明確にする必要がある。

(注3)

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて

(本文略)

【お問い合わせ 佐倉市役所高齢者福祉課 介護給付班 電話 043-484-6174】